

令和6年8月26日

## 令和6年度第4回山形地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。  
傍聴を希望される方は、下記5の募集要領によりお申し込みください。

### 記

- 1 日 時 令和6年9月9日（月）午前10時00分
- 2 場 所 山形労働局 大会議室  
（山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階）
- 3 議 題  
（1） 地域別最低賃金の答申に異議が出された場合、異議の取扱いについての審議  
（2） その他
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 募集要領  
（1） 傍聴希望者は、氏名、年齢、所属、住所、電話番号を明記の上、郵送又は電子メールにて下記の宛先までお申し込みください。  
お申込み締切日は令和6年9月5日（木） 必着

郵送：	郵便番号990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階 山形労働局労働基準部賃金室あて
電子メール：	chinginshitsu-yamagatakyoku@mhlw.go.jp

- （2） 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。後日、抽選の結果をご連絡いたします。
  - （3） 当日は、審議会の開始10分前までに入室してください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。  
なお、ご応募いただいた本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、必ず本人であることがわかるものをご持参ください。
- 6 その他  
（1） 傍聴の際は、別添の遵守事項を厳守してください。  
（2） 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がおられる場合はその方の氏名も併せてお書き添えください。

山形地方最低賃金審議会  
事務局：山形労働局労働基準部賃金室

《別添》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオ撮影、録音することはご遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 5 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 6 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 7 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。また、危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 8 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 9 その他、会長又は部会長及び事務局職員の指示にしたがってください。なお、上記の各事項に反する行為を行った場合は、会長又は部会長がその者を退場させることがあります。

山形地方最低賃金審議会